

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2026年4月  
(第2回訂正分)

株式会社バトonz

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価等  
の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年4月13日に関東財務局長に  
提出し、2026年4月14日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年3月17日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年4月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集310,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し451,800株（引受人の買取引受による売出し352,500株・オーバーアロットメントによる売出し99,300株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2026年4月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

##### <欄外注記の訂正>

3 「第1 募集要項」に記載の募集（以下、「本募集」という。）並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し99,300株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

#### 2【募集の方法】

2026年4月13日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定された引受価額（607.20円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（660円）で募集を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

##### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「99,975,000」を「94,116,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「99,975,000」を「94,116,000」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

（注）5の全文削除

### 3 【募集の条件】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

##### <欄内の数値の訂正>

- 「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「660」に訂正  
「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「607.20」に訂正  
「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「303.60」に訂正  
「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき660」に訂正

##### <欄外注記の訂正>

- 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。  
公募増資等の価格の決定にあたりましては、630円以上660円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数310,000株、引受人の買取引受による売出し352,500株及びオーバーアロットメントによる売出し株式数上限99,300株(以下総称して「公開株式数」という。)を目的に需要の申告を受け付けました。その結果、  
①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。  
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。  
③申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。  
が特徴として見られ、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における市場評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、1株につき660円と決定いたしました。  
なお、引受価額は1株につき607.20円と決定いたしました。
- 2 前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額(535.50円)と発行価格等決定日に決定した発行価格(660円)及び引受価額(607.20円)とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 2026年3月17日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき303.60円と決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。  
申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき607.20円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8の全文削除

### 4 【株式の引受け】

##### <欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、2026年4月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき607.20円)を払込むことといたします。
- 3 引受け手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき52.80円)の総額は引受人の手取金となります。

##### <欄外注記の訂正>

- 1 上記引受人と2026年4月13日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

#### <欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「199,950,000」を「188,232,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「192,950,000」を「181,232,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

- 1 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、2026年4月2日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。

### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額181,232千円及び「1 新規発行株式」の（注）4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限59,294千円については、ソフトウェア開発投資及び本社移転に係る設備投資資金に充当する予定であります。

具体的には以下のとおりであります。

#### 1. ソフトウェア開発投資

M&AプロセスにおけるDX化及びAI実装を通じた一層の業務効率化を図るとともに、M&A支援機関向けに提供するソフトウェアサービスの機能強化を含む顧客サービス強化を目的として、ソフトウェア開発投資として2027年3月期に150,000千円を充当する予定であります。

ソフトウェア開発については、主として自社開発を想定しており、AIを活用したM&A候補企業の事前調査、秘密保持契約締結後に共有される売り案件情報を取りまとめた企業概要書（IM：インフォメーション・メモランダム）作成、M&A候補企業のリスト作成等の業務プロセスを自動化する機能開発を予定しております。

#### 2. 本社オフィス移転に係る設備資金

今後の事業拡大及び人員増加に対応するための執務スペース確保、ならびに採用力強化を目的とした本社オフィスに係る設備投資資金（敷金差入保証金等）として2027年3月期に上記1.の残額を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当期までは安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

発行価格等決定日（2026年4月13日）に決定された引受価額（607.20円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格660円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「227,362,500」を「232,650,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「227,362,500」を「232,650,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

- 4 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し99,300株を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。

- 5 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

（注）4、5の全文削除及び6、7の番号変更

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (2) 【ブックビルディング方式】

#### <欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1（注）2」を「660」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2」を「607.20」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき660」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

#### 3 元引受契約の内容

**金融商品取引業者の引受株数 大和証券株式会社 352,500株**

**引受人が全株買取引受けを行います。**

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき52.80円）の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と発行価格等決定日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

## 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### <欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「64,048,500」を「65,538,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「64,048,500」を「65,538,000」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**行われる大和証券株式会社による売出しであります。

**5** 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

**（注）5の全文削除及び6の番号変更**

## 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

### (2) 【ブックビルディング方式】

#### <欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「660」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき660」に訂正

#### <欄外注記の訂正>

1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、2026年4月13日において決定いたしました。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、2026年3月17日及び2026年4月2日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 99,300株
募集株式の払込金額	1株につき535.50円
割当価格	「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。 <u>（注）</u>
払込期日	2026年5月20日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都中央区日本橋本石町一丁目3番2号 株式会社三菱UFJ銀行 日本橋支店

（注） 割当価格は、2026年4月13日に607.20円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2026年5月15日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（99,300株）を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

（省略）

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、グリーンシュエアオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

さらに、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目の日（2026年10月17日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

#### 4. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち18,300株について売付けることを引受人に要請し、引受人は当社の要請に基づき親引けを実施します。

当社が主幹事会社に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

##### (3) 親引けしようとする株券等の数

引受人は、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による新株式発行数及び引受人の買取引受による売出株式数のうち18,300株を売付けいたします。

##### (8) 発行条件に関する事項

発行条件は、仮条件等における需要状況等を勘案した結果決定した募集株式発行等の発行条件と同一とすることから、親引け予定先に対して特に有利な条件ではないと考えております。

##### (9) 親引け後の大株主の状況

###### <欄内の数値の訂正>

「バトンズ社員持株会」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数（株）」の欄：「107,400」を「105,200」に訂正

「バトンズ社員持株会」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「1.97」を「1.93」に訂正

「計」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数（株）」の欄：「4,355,300 (520,000)」を「4,353,100 (520,000)」に訂正

「計」の「公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「79.70 (9.52)」を「79.66 (9.52)」に訂正

###### <欄外注記の訂正>

2 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受けによる売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年3月17日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による新株式発行、引受人の買取引受けによる売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。